

## 岡情審査第48号

平成29年10月13日

答申第117号

### 岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会答申の概要

#### 1 諮問案件

「H28年度〇〇委員会（以下「〇〇委員会」という。）会議一切の資料」の保有個人情報開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問

#### 2 審査会の結論

本件請求に対して岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当である。

#### 3 主な争点

本件請求に対し、〇〇委員会の議事録のうち審査請求人が開示を求めている非開示部分（委員名及び発言内容）について、今後の〇〇委員会の運営に支障を及ぼすおそれがあることを理由として非開示とした実施機関の処分は妥当なものであるか。

#### 4 主な争点に対する審査会の判断

本件審査請求の対象である個人情報は、開示されることがあれば、委員は外部から思わぬ不当な干渉や圧力を受けることが考えられる。その結果、当該案件にとどまらず今後の案件においても、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあることが懸念される。したがって、当該個人情報は、岡山市情報公開条例第5条第3号に規定する非開示情報に該当し、非開示とした本件決定は、妥当である。

#### 5 経過

年 月 日	処理内容
平成28年 9月15日	審査請求人が、実施機関に対し本件請求
平成28年 9月29日	実施機関が、請求に対し一部開示決定
平成28年10月 7日	審査請求
平成28年11月 7日	処分庁担当課が、審査庁担当課に意見書を提出
平成28年11月14日	諮問（実施機関から審査会）
平成28年11月25日	審査会（審議）
平成28年12月14日	審査請求人が、意見書を提出
平成28年12月16日	審査会（審議）
平成29年 1月20日	審査請求人が、口頭意見陳述を実施
平成29年 3月17日	審査会（審議）

平成29年 4月17日	審査会（審議）
平成29年 6月19日	審査会（審議）
平成29年 7月24日	審査会（審議）
平成29年 8月23日	審査会（審議）
平成29年10月13日	答申